


第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth

| | 日本 | | |
|------|---|---|--|
| 種別 | 若年者の就職支援 | 同左 | 同左 |
| 名称 | 新卒応援ハローワーク | ユースエール認定制度 | ジョブ・カード制度 |
| 運営主体 | 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク | 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク | 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク |
| 対象者 | 新卒者・既卒者 | 新規学卒者等 | 学生、在職者、求職者等 |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国 56 か所に設置し、無料で様々な就職支援を実施 ・大学等を卒業予定の学生・生徒、卒業後おおむね 3 年以内の者を対象に、継続的な支援、就職後の定着支援等を強化 ・新卒者等の就職支援を専門とする就職支援ナビゲーター（キャリアコンサルティング有資格者や企業の人事労務管理経験者等）による個別支援を実施 ・自己理解、仕事理解、適職診断、応募書類の作り方、面接対策など就職活動に役立つ各種セミナーや企業説明会、企業面接会等を開催 ・若者の「使い捨て」が疑われる企業（いわゆるブラック企業）などに関する相談や採用内定取り消しに関する相談にも対応 ・各大学等の要望に応じて就職支援ナビゲーターが大学等を訪問して職業相談や就職支援セミナーを実施 | <p>若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を厚生労働大臣が認定する制度。企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図る</p> <p>ユースエールの認定企業となると以下の支援を受けることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等で重点的PRの実施 ・認定企業限定の就職面接会等への参加が可能 ・企業の商品、広告などに認定マークの使用が可能 ・日本政策金融公庫による低利融資制度 ・公共調達における加点評価など  | <p>個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者、在職者、学生など幅広い層の求職活動やキャリア形成に役立てることができる ・企業の人材育成や人事評価、学校のキャリア教育や就職活動の指導にも役立つ ・キャリア形成・学び直し支援センターでは、個人（在職者）及び企業（学校）関係者を対象に、ジョブ・カードを活用して様々なキャリア形成・学び直し支援を行っている |

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

| | | 日本 (続き) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---|---------|---------|--|--------|--|-------------|------|---------|------|-------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|----------|-----|-------|----------|-----|-------|----------|-------|-------|------|-----|-------|
| 種別 | 若年者への就職支援 | 非正規雇用労働者のキャリアアップ支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | わかものハローワーク・サポステ | キャリアアップ助成金制度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営主体 | 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク | 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | 正社員を目指す若者等 | 非正規雇用労働者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な内容 | <p>・わかものハローワーク</p> <p>正社員を目指す若者（おおむね35歳未満）を対象とした「わかものハローワーク」（21か所）、「わかもの支援コーナー」及び「わかもの支援窓口」（200か所）を設置し、担当者制による職業相談から自己理解・職務理解のサポート、能力開発の支援、応募準備のサポート、就職後の職場定着まで、一貫した支援を無料で実施</p> <p>・地域若者サポートステーション（サポステ）</p> <p>働くことに悩みを抱えている15～49歳までの者を対象に、地域若者サポートステーション（サポステ）を全国179か所に設置。厚生労働省が委託した若者支援の実績やノウハウのある民間団体が、コミュニケーション講座、ジョブトレ（就業体験）、ビジネスマナー講座、就活セミナー（面接・履歴書指導等）、集中訓練プログラム、アウトリーチ支援、パソコン講座などの就労に向けた各種支援を実施</p> | <p>・有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する</p> <p>①正社員化コース 就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者（無期雇用労働者）を正社員化した場合の助成額（1人当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">中小企業の場合</th> <th colspan="2">大企業の場合</th> </tr> <tr> <th>重点支援対象者(注1)</th> <th>左記以外</th> <th>重点支援対象者</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有期→正規</td> <td>80万円</td> <td>40万円</td> <td>60万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>無期→正規</td> <td>40万円</td> <td>20万円</td> <td>30万円</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②賃金規定等改定コース 有期契約労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合の助成額（1人当たり）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>3%以上4%未満</td> <td>4万円</td> <td>2.6万円</td> </tr> <tr> <td>4%以上5%未満</td> <td>5万円</td> <td>3.3万円</td> </tr> <tr> <td>5%以上6%未満</td> <td>6.5万円</td> <td>4.3万円</td> </tr> <tr> <td>6%以上</td> <td>7万円</td> <td>4.6万円</td> </tr> </tbody> </table> | | 中小企業の場合 | | 大企業の場合 | | 重点支援対象者(注1) | 左記以外 | 重点支援対象者 | 左記以外 | 有期→正規 | 80万円 | 40万円 | 60万円 | 30万円 | 無期→正規 | 40万円 | 20万円 | 30万円 | 15万円 | 3%以上4%未満 | 4万円 | 2.6万円 | 4%以上5%未満 | 5万円 | 3.3万円 | 5%以上6%未満 | 6.5万円 | 4.3万円 | 6%以上 | 7万円 | 4.6万円 |
| | 中小企業の場合 | | | 大企業の場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 重点支援対象者(注1) | 左記以外 | 重点支援対象者 | 左記以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有期→正規 | 80万円 | 40万円 | 60万円 | 30万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無期→正規 | 40万円 | 20万円 | 30万円 | 15万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3%以上4%未満 | 4万円 | 2.6万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4%以上5%未満 | 5万円 | 3.3万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5%以上6%未満 | 6.5万円 | 4.3万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6%以上 | 7万円 | 4.6万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 1) 重点支援対象者とは、

- a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者、
 - b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれも該当する有期雇用労働者
 - ① 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 - ② 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
 - c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者
- ※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなす

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

| | アメリカ | | |
|------|---|---|--|
| 種別 | 学校における職業教育・職業体験 (注2) | 同左 | 養成・訓練制度等 |
| 名称 | テックプレップ (Tech-Prep) | コーオペ教育 (Cooperative Education) | 登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship) |
| 創設 | 1990年代 | 20世紀初頭 | 1937年 |
| 運営主体 | テックプレップ推進組織 (Tech-Prep Consortium) | 各学校及び対象となる事業主 | 事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など |
| 対象者 | 高校生。11学年 (日本における高校2年生) から開始し、14学年 (日本における大学2年生) まで | 大学、短大 (コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジ等) の学生、12年生 (日本における高校3年生) など | 16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし、危険な業務については18歳以上 |
| 主な内容 | 中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で、専門的職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる | 有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーオペ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする | <ul style="list-style-type: none"> ・実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦又は州政府が定める ・政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される ・参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講する ・プログラムの期間は通常3～4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる |

注 2) このほか、「キャリア・アカデミー(Career Academy)」がある。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

| | アメリカ (続き) | | |
|----------|---|---|--|
| 種別 | 情報提供支援 | 就職困難者等への支援 (宿泊型若年者集団教育訓練) | 就職困難者等への支援 |
| 名称 | O*NET (Occupational Information Network/Online) | ジョブ・コア (Job Corps) | WIOA若年プログラム (WIOA Youth Formula Grants) |
| 創設 | 1998年10月 | 1964年 | 2014年 |
| 運営 主体 | 国立O*NET協会 (National O*NET Consortium) | 連邦労働省のジョブ・コアの本部 (National Job Corps Office)、6 か所の地区管轄支部 (Region Office) 及び全米122か所のジョ ブ・コアセンター | 連邦労働省が資金提供し、各州 政府が実施 |
| 対象者 | 求職者等 | 16～24歳までの経済的に不利な 立場にある青少年 | 14～24歳の就職困難者 |
| 主な 内容 | インターネット上で公表されている 職業に関する総合的なデータバ ース (https://www.onetonline.org) 求職者が自分の経験や能力を活 かせる職業がどのようなものか検 索することができる | 参加者は、原則として寮に宿泊 し、社会生活を営む上での基本 的なしつけから、読み書き、算数 などの基礎的な学習及び職業訓 練を受ける。参加費は基本的に 無料。さらに、毎月小遣いが支給 される。参加期間は、原則として 最長2年間。研修中に高校卒業 あるいはGED (高校卒業者と同 様の素養を身につけていること の証明書) の資格を取得可能 | 職業紹介、職業訓練などのサー ビスを総合的に提供するワンストップ (キャリア) センター (One-Stop Career Center) を運営する WIOA アメリカ・ジョブセンター及び 地域コミュニティの職業訓練を担う 地域労働力開発委員会 (Local Workforce Development Boards) の下で、14～24歳の就 職困難者のニーズに沿った各種の 就職や進学のための支援に対し て連邦労働省が助成金を提供す るプログラム |

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

| | イギリス | | | | |
|------|--|--|--|--|----------------------------------|
| 種別 | 学校における職業教育・職業体験 | 同左 | 養成・訓練制度等 | 同左 | 情報提供支援 |
| 名称 | 職業教育 | 継続教育 | アプレントイスシップ | スキルズ・ブートキャンプ | 全国キャリア・サービス |
| 創設 | — | — | 2004年 | 2020年 | 2012年 |
| 運営主体 | 教育省、各教育機関 | 教育省 | 教育省 | 各教育機関 | 教育省 |
| 対象者 | 主に14～16歳 (中等教育機関の在学者) | 主に16歳以上 | 16歳以上 | 19歳以上 | 13歳以上 |
| 主な内容 | 中等教育機関による、キャリア教育、就業体験などの提供。従来は、カリキュラムに組み込まれていたが、2012年以降、実施の有無や方法は各教育機関に委ねられている | 職業訓練や高等教育への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う | 事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す ①アプレントイスシップ ②上級アプレントイスシップ ③高度アプレントイスシップ ④学位レベルのアプレントイスシップ (注3) | 建設やデジタルなど指定の分野で、訓練プロバイダーによる16週までの訓練を実施、修了後に採用面談の機会を提供する。失業者や低所得層については訓練費用を免除 | 就学、就業や訓練の受講などに関して、ガイダンスやアドバイスを提供 |

注 3) ①～④の各内容は次のとおり。①職務能力・技術的知識に関するレベル2 (非熟練に相当) の資格取得及び基礎技能等の習得、②職務能力・技術的知識に関するレベル3 (技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当) の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得、③職務能力・技術的知識に関するレベル4～7 (準学士レベル以上) の技能・資格取得、④職務能力・技術的知識に関するレベル6～7 (学士、修士相当) の技能・資格取得。なお、2025年には、16～21歳層を主な対象とする、より基礎的かつ短期の制度 (foundation apprenticeship) も導入されており、修了後はアプレントイスシップやその他の職場訓練などに進むことが想定されている。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

| | ドイツ | | | | |
|------|---|---|---|---|---|
| 種別 | 学校における職業教育・職業体験 | 同左 | 情報提供支援 | 養成・訓練制度等 | 就職困難者等への支援 (注6) |
| 名称 | 義務教育における職業指導 | 各種職業学校 | 職業情報センター (BIZ) | 職業養成訓練生制度 (注5) | 初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung: EQ) |
| 創設 | — | — | — | 19世紀初頭 | — |
| 運営主体 | 州政府 | 州政府等 | 連邦雇用エージェンシー | 企業及び職業学校 (Berufsschulen) | 連邦雇用エージェンシー |
| 対象者 | 主に若年者 | 主に若年者 | 主に若年者 | 年齢制限はないが、主に若年者 | 初期職業訓練を行う民間又は公営企業の事業主 |
| 主な内 | <ul style="list-style-type: none"> 職業活動体験は、ハウプトシューレ (基幹学校) では生徒の義務 リアルシューレ (実科学校)、ギムナジウムでは希望者による任意 職業体験の分野は、レストラン、役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている (注4) | 上級学校非進学者の多数が、職業学校 (Berufsschule)、全日制の職業専門学校 (Berufsfachschule)、専門学校 (Fachschule) に進んでいる | 各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている | <ul style="list-style-type: none"> 若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する 事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている | <ul style="list-style-type: none"> 企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される 使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う (注7) |

注 4) ハウプトシューレ、リアルシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ (日本の小学校に相当) 修了後に入学する中等教育機関。

5) 養成訓練制度 (Ausbildung) は、デュアルシステムともいう。

6) そのほかの就職困難者等への支援については第9-8表 (p.269) を参照。

7) 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

| | フランス | | | |
|------|---|---|---|---|
| 種別 | 養成・訓練制度等 | 同左 | 就職困難者等への支援 | 就職困難者等への支援 |
| 名称 | 見習訓練契約 (Contrat d'apprentissage) | 熟練化契約 (Contrat de professionnalisation) | 雇用と自立に向けた支援契約コース(PACEA) | 若年者エンゲージメント契約 Contrat d'Engagement Jeune (CEJ) (注8) |
| 創設 | 1986年法律改正 | 2004年10月 | 2016年8月 | 2020年7月 |
| 運営主体 | 契約締結可能な雇用主：公的部門も含む全ての事業主 ※ 社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり | 契約締結可能な雇用主：全ての企業（国、地方自治体、行政機関を除く） ※ 国からの手当支給あり | 国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う | フランス・トラバユ(France Travail)及び地域ミッションセンター (Missions Locales) |
| 対象者 | 義務教育を終了した16～29歳の若年者、30歳以上の若年障害者等 | 16～25歳、26歳以上の求職者、積極的連帯所得手当 (RSA: revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 | 16～25歳のすべての若年者 | 16歳から25歳（障害者認定の場合は29歳）までの、学生ではなく、訓練を受けておらず、継続的な雇用に就くことが困難な若者 |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・CAP（職業適格証）に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払を受けながら、実地訓練を行う ・使用者は年齢及び養成訓練生となつてからの年数に応じて、SMIC（最低賃金）の27～78%以上の賃金を支払う | <ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す | <ul style="list-style-type: none"> ・最長24か月間の集中的かつ集団的な支援で、就業と自立を支援するための契約。無資格や低資格の求職者、非就業状態の若年者を対象とするスキル投資計画(CIP)の枠組みで展開される職業訓練を提供するというもの | <ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング・コースを受講し、スキルを向上させ専門的な経験を蓄積する ・企業においてインターンシップなどを通じて専門的な活動に従事する ・就職に必要な履歴書とカバーレターの作成、求人先企業での採用面接の準備や起業のノウハウを習得、行政手続きの支援などを雇用局などが提供する |

出典： [日本] 厚生労働省、文部科学省、経済産業省、東京新卒応援ハローワーク、日本経団連、[その他] 労働政策研究・研修機構 (2009.7) 「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」、厚生労働省「海外情勢報告」、各国政府サイト等
注 8) 仏労働省 (Le contrat d'engagement jeune (CEJ), publié le 18.02.22 mise à jour 01.04.25)等を参照。